



住宅用火災警報器取り付けはお済みですか？

住宅用火災警報器が設置していない部屋があると、
物件全体の申込が低調になります。

弊社で設置をご委託いただいた場合、**全戸一斉取付けに際して**入居者への
文書投函等の作業もあわせて行います。



消防法では、
現在、**設置猶予**期間です。
その猶予期限は**2011年 5月31日**迄です。

入居者への安心・安全の為に**も**早期の設置完了をお願いします。



リフォーム&原状回復

COM GHコミュニティ TEL:075-464-0202

「USAGI通信はメールでの送信も可能です。メールでの送信をご希望の方は、
弊社ホームページ<http://3215.co.jp/>からメールアドレスをお知らせ下さい。」